

白隠の仮名法語について

荒 川 元 暉

一 白隠と仮名法語

およそ仮名法語は、漢文語録ではなく一般在家の人々に読みやすく、またわかりやすいように仮名書きにより書かれたものである。それだけに通俗的であり、親しみやすい読みものであるが、あえて面白く、おかしくしようとして低俗的だと受け取られがちである。白隠の仮名法語は、漢文語録のまったく難解なのとはことなるが、なかなか難しい内容のものが多く、これまでに世に明らかにされているものを分類すると次の六種類となる。

- (1) 自らの体験をもとに自伝とか手紙により禅の教えを具體的に説いたもの。壁生草、於仁阿佐美、藪柑子、辺鄙以知吾
- (2) 内観の秘法など健康法を説き、人間の生き方を説いたもの。遠羅天釜、夜船閑話、さしも草、病中の公案
- (3) 一般庶民に禅の公案をわかりやすく、面白く説いたもの。

印度學佛教學研究第四十二卷第二号 平成六年三月

の。安心法興利多多記、おたふく女郎粉引き歌、主心お婆婆粉引き歌、見性成仏丸方書

- (4) 和讃など歌謡によりひろく仏教の教えを説いたもの。

坐禅和讃、施行歌、大道ちよぼくれ、草取り歌、善惡種蒔和讃、孝道と讃、子守歌

- (5) 談議調で人間の生き方を説いたもの。仮名律、寝惚けの目覚、福来進女、仮名因縁法語

- (6) 観音信仰をすすめたもの。八重律、仮名律

二 仮名法語の著作年代

白隠が仮名法語として書かれているものは、かなりの分量にのぼり、多くは七十才から晩年にかけて書かれたものがほとんどである。これらは十分に布教的なものが多い。いずれにせよ、白隠六十才以後は、大衆接化の時代であった。ここで、およそ仮名法語としてこれまでに明らかにされている著作名ならびに出版年を列記すると次のようになる。

一九九

(1) 布鼓、再晩布鼓 正徳4年 30才 (2) 察女に与うる書
元文2年53才 (3) 壁訴訟 寛延元年 64才 (4) 遠羅天釜及
び続集 上巻 寛延元年 64才、中巻、下巻 延享四年
63歳 (5) 寝惚けの目覚 寛延二年 65才 (6) 宝鏡窟之記
寛延三年 66才 (7) 於仁阿佐美 宝暦元年 67才 (8) 藪柑
子 宝暦三年 69才 (9) 辺鄙以知吾 宝暦四年 70才 (10)
某居士に与う 宝暦四年 70才 (11) 夜船閑話下巻 宝暦五
年 71才 (12) 福来進女 宝暦七年 73才 (13) 夜船閑話上巻
宝暦七年 73才 (14) 八重律 巻の一 高塚四娘孝記巻の二
延命十句観音経靈驗記 宝暦九年 75才 (15) 藻塩集、四智
辨 宝暦九年 75才 (16) さしも草 宝暦十年 76才 (17) 仮
名律 巻の一 新談議 巻の二 辻談議 宝暦十二年 77
才 (18) 安心法興利多多記 明和元年 80才 (19) 壁生草 明
和二年 81才 (20) 仮名因縁法語 晩年 (21) 兔専使稿 晩年
(22) 主心お婆婆粉引き歌 晩年 (23) おたふく女郎 粉引き歌
晩年 (24) 坐禅和讃 晩年 (25) 施行歌 晩年 (26) 大道ちよぼ
くれ 晩年 (27) 草取り歌 晩年 (28) 善惡種時和讃 晩年
(29) 孝道和讃 晩年 (30) 御代の腹鼓 晩年 (31) 見性成仏丸方
書 晩年 (32) 病中の公案 晩年 (33) 子守歌 (34) 御酒落御前
物語 (35) 讀語

三 『辻談議』と仮名法語

『辻談議』は、白隠慧鶴（以下、「白隠」という。）の執筆した仮名法語の一つである。白隠は、一般の庶民に対し禅の教えをわかりやすく、しかも面白く広く大衆向けに説くために多くの仮名法語を書いている。これらは、晩年になってから書かれたものが多く、七十才以降に書かれたものと推定されている。その内容たるや、漢文で書かれた語録と異なり和文体である以上、表現は通俗的であっても、禅の真髓を説いたものばかりである。必ずしも平易であるとはいえず、かなり難解なものが多い。これまで禅の理解は、中国的な伝統性から基本的なものは、漢文調であり、言葉の上で一般の人たちには理解出来ない人が多いところから、江戸時代においては、仮名法語による著述がさかんに行なわれはじめてきた。白隠は、そのような時代的な背景のもと流行に乗った布教を試みている。これらはいずれも、江戸の下町の話し言葉も多く見られる。白隠の仮名法語の場合は、言葉は俗であっても内容的には俗を離れている。その意味で言葉は卑俗であり大衆的であっても、通俗的であるとはいえないのである。

白隠の『辻談議』は、宝暦十四年、『新談議』とともに白隠七十八才の時上梓した『仮名律』のなかの一篇である。こ

の二篇は、内容的には、とくに関連はなき別箇のものである。『新談議』は、一般民衆に対し仏道の尊い所以を説いた説示である。『辻談議』は、これと全く趣きを異にし、はじめは仏道の尊い所以を説き、神道と仏教との関係を様々な例話を交え因果応報の恐ろしさを読み物風に書かれている。ところが、この続編として書かれた『辻談議拾遺』という仮名法語があり、既に宝暦八年（一七五八）に執筆されていたことが明らかにしている。

『白隠年譜』によれば宝暦八年（一七五八）、白隠七十四才の年に岐阜県安八郡神戸町の瑠璃光寺での法要に招かれ、その年、飛騨高山の宗猷寺へ行き帰りしているとの記述がある。そのとき萩原町の片山家に逗留して『辻談議』の続編として『辻談議拾遺』を執筆して春楠（正隠居士）と識り合い、深い感化を与えた。なお、この時が白隠が飛騨地方に巡遊した最初であろうというのが従来の説であった。ところが、片山家の秘蔵する古文書の公開により、これより十年前、既に延享元年もしくは二年のある時期に同じく萩原町に立ち寄っていることが、同町教育委員会の手によって明らかにされている。『辻談議拾遺』は、その古文書のなかの一つである。白隠の執筆した仮名法語の一つである『仮名律』の巻の二としてある『辻談議』が出版の都合から、それも費用等の関係から遅れたことは十分考えられる。すなわち、白隠の著作

は、それが出版された年が書かれているが、必ずしも執筆された年と同一であるとは言いが切れない。『仮名律』の出版は、宝暦十二年（一七六二）白隠七十八才の年であるが、『辻談議拾遺』は既に宝暦八年（一七五八）に執筆されている。従って実際には『辻談議』は、すでに書かれていたはずである。ともあれ、今後『辻談議拾遺』を新たな仮名法語として、著作にいれることとしたい。白隠は、その頃萩原で代々、医を業としている片山家の初代春楠（正隠居士）と識り合い、深い感化を与えた。宗猷寺の大会の年、片山家に滞在して『辻談議』の続編として、落ちていたものを拾って書き加えて執筆して春楠に与えたことが本文の跋文により明らかにされている。

これは『白隠年譜』にはなかったところであり、この稿本は長らく片山家の秘蔵するところとなっていたが、文政八年、四代目春楠の時、禅昌寺の荊林和尚によって『鶴林禅師辻談議拾遺』と名づけられた。この本文は、同町教育委員会の手によって解説されている。この中の『辻談議拾遺』序文は解説されていないので、これの読み下し文とその大意を明らかにした。霧隠叟雪潭紹璞とあるのは、岐阜県美濃加茂市伊深町正眼寺住職雪潭禅師である。慶応三年に書かれたこの文は、正眼寺住職として最後の年である。禅昌寺との因縁でしばしば萩原町片山家をおとづれていた。

四 『辻談議拾遺』序文

侍者 義保 謹書

辻談議拾遺 序

夫れ真如聖教之東漸する事や日尚し。初め我が忍土之教主四十九年、大小部乘を演べて不説之説。真俗該通し、頓漸並びに修す。応機度生。阿含四有。般若八空。一百四十功德。八万四千法門。半也満也。横説豎説。之を大にするとき宇宙に弥り、之を細にするとき則ち毫釐に摂す。想うに夫れ一衆生を哀憐するの慈悲心に出でざるなし。之れを以て迺祖白隠禪師も亦聖電之機を提撕する。懸河之辨、先哲を祖述し後進を啓迪するの著作、世に公行する者の少しと為さず。所謂不立の文は、直指之伝にして而も此の拳有る者は、復た衆生を憐愍する所以之慈心ならずや。師曩向に自ずから辻談議拾遺一本を筆記して正隠片山氏に付与す。謂つ可し、威鳳一羽以て其の全徳を觀るに足れりと。片山氏は飛驒郡萩原駅之人にして医術を業とす。今、其の孫春楠に到るまで三世尚お之を蔵して以て宝重す。而して師没後既に百有余年に垂んとす。此の故に春楠不朽の之れあらざる所以を慮り、不朽の爲、且つ先孝貽厥之志を續けて諸を世に梓行せんと欲す。よりに余に囑して其の梗概を記せしむ。余不敏と雖も但だ、其の志を嘉ぶ。遂に通言を卷首に冠す。

慶應三年丁卯二月

霧隱叟雪潭紹瑛 識

（大意）

そもそも普遍的宗教である仏教が次第に東へ東へと伝えられるうになつて既に久しくなる。はじめ、この世の救いの教主である釈尊は、この世において入滅される迄、四十九年のあいだ、大乘小乗にわたり説法。いくら説いても説き得ざるところを説かれた。真俗二賄すなわち真実平等の上から見た理、世俗差別の上に立つ理にひろくゆきわたり、頓漸二教すなわち一時のまた漸次の悟りとともに修し、機に應じて衆生を救われた。四種の阿含の教え。般若の八空の教え。百四十の功德。八万四千の法門。これでも半分であるが、それだけでも十二分でさえある。これを縦横自在にさまざまな方便により、正しく説法されている。これを大にするときは全宇宙にわたり、これを細分する時は実に微細なものにおさめるのである。思えばそれぞれ一つとして衆生を憐れんどの大慈悲心からくるものばかりである。これはわれわれの宗祖ともいふべき白隠禪師もまた雷の光のごとき禅者の活機を親切に説き示している。勢いよく流れるがごときよどみのない雄弁をもつて先人の教えを説き示し、後進の者を教え導く著作が、この世に刊行されることは、そう滅多にないことである。いわゆる不立文字は、直々にのみ伝えられるものである。このような試みは衆生を憐れんどの慈悲心からくるものにはかならないのである。白隠禪師は、このたび自ら辻談議拾遺を一冊著述され、片山家の初代

春楠（正隠居士）に授けられた。その全徳たるやまさしく威厳のある一羽の鳳のごときである。片山氏は飛騨郡萩原駅の人にして医術を業としていた。今や、その孫春楠にいたるまで三代の間引き続きこれを蔵して大切にしていたが、白隠禅師が亡くなられてはや百余年になる。この故に春楠は、単に、いつまでもそのままにしておくという不朽というものが必ずしも不朽というものとはならないわけを考慮して、かつまた亡父の抱いていたこれを子孫に遺したいという志を継いで、これを世に出版しようと決心したのである。このような理由で私にそのあらましを書くよう薦められた。私は、決して器用なことができないのであるが、不肖ながら、その志にただ喜び、遂に、通り一遍の言葉しか書けないが、この書の巻頭文を書くにいったのである。

慶應三年丁卯二月

霧隠叟雪潭紹璞 記す

侍者 義保 謹しみて書す

参考資料 『飛騨路と白隠』萩原町教育委員会篇

〈キーワード〉白隠、『辻談議拾遺』

（正眼短期大学教授）

新刊紹介

田賀龍彦編

法華経の受容と展開

——法華経研究XII——

菊判・八五二頁・一九、八〇〇円
平楽寺書店・一九九三年十二月